

【参考】

漁場計画（素案） 現計画からの変更点

（1）海面漁業権

- ア 共第1号第1種共同漁業 漁業の名称の追加（なまこ、わかめ、かめのて）
- イ 共第9号第1種共同漁業 漁業の名称（対象種）の削除（いがい、かめのて）
- ウ 共第10号第1種共同漁業 漁業の名称（対象種）の削除（えさむし、あおさ）
- エ 共第14号第1種共同漁業 漁業の名称（対象種）の削除（えさむし）
- オ 区第10号第1種区画漁業 関係地区の見直し（追加）
- カ 区第11号第1種区画漁業 関係地区の見直し（追加）
- キ 区第12号第1種区画漁業 関係地区の見直し（追加）
- ク 区第19号（19-2号）第1種区画漁業 漁場の区域の拡大
- ケ 区第20号第1種区画漁業 関係地区の見直し（追加）
- コ 旧区第17号第1種区画漁業 抹消（更新せず）
- サ 区画漁業全般 個別漁業権又は団体漁業権の別を記載
- シ 個別漁業権全般 関係地区の削除
- ス 全般 形式的な変更（漁場の区域に係る記載ぶりの統一等）

（2）内水面漁業権

- ア 内共第2号第5種共同漁業 漁業の名称（対象種）の削除（にじます）
- イ 内共第4号第5種共同漁業 漁業の名称（対象種）の削除（うぐい）
- ウ 内共第16号第1種共同漁業 漁業の名称（対象種）の削除（しゃこ）
- エ 内共第17号第5種共同漁業 漁業の名称（対象種）の削除（おいかわ）
- オ 内共第1号・第19号第5種共同漁業 条件の記載ぶりの修正
- カ 区第1～8号第1種区画漁業 関係地区の見直し（追加）
- キ 区画漁業全般 個別漁業権又は団体漁業権の別を記載
- ク 全般 形式的な変更（漁場の区域に係る記載ぶりの統一等）

海区漁場計画の変更点

公示番号 漁業種類 (管理番号)	漁場の区域		漁業の名称		関係地区	
	現行	素案	現行	素案	現行	素案
共第1号 第1種共同漁業	<p>次の基点第301号、イ、ロ、基点第302号、基点第303号、基点第304号及び基点第305号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。</p> <p>基点第301号 大分県 宮崎県界宇戸崎陸岸 基点第302号 延岡市北浦町、延岡市界一ツ礁 基点第303号 延岡市北浦町、延岡市界イワシ礁 基点第304号 延岡市北浦町、延岡市界大礁 基点第305号 延岡市北浦町、延岡市界福崎陸岸 イ 基点第301号から深島南端見通し線上2,000メートルの点 ロ 基点第302号から98度4,550メートルの点</p>	<p>次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。</p> <p>ア 基点第301号 イ 基点第301号から深島南端見通し線上2,000メートルの点 ウ 基点第302号から98度4,550メートルの点 エ 基点第302号 オ 基点第303号 カ 基点第304号 キ 基点第305号</p> <p>基点第301号、基点第302号、基点第303号、基点第304号及び基点第305号の位置は次のとおり 基点第301号 大分県 宮崎県界宇戸崎陸岸 基点第302号 延岡市北浦町地先一ツ礁 基点第303号 延岡市北浦町地先イワシ礁 基点第304号 延岡市北浦町地先大礁 基点第305号 延岡市北浦町地先福崎陸岸</p>	<p>あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 てんぐさ漁業 とさかのり漁業 ひじき漁業 ぶのり漁業</p>	<p>あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 てんぐさ漁業 とさかのり漁業 ひじき漁業 ぶのり漁業 なまこ漁業 かめのて漁業 わかめ漁業</p>		
共第2号 第1種共同漁業	<p>次の基点第305号、基点第304号、基点第303号、基点第302号、イ、ロ、ハ、基点第307号及び基点第308号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、基点第309号と基点第310号を直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた浦尻湾を除く。</p> <p>基点第302号 延岡市北浦町、延岡市界一ツ礁 基点第303号 延岡市北浦町、延岡市界イワシ礁 基点第304号 延岡市北浦町、延岡市界大礁 基点第305号 延岡市北浦町、延岡市界福崎陸岸 基点第306号 延岡市島浦町地先一ノ礁 基点第307号 延岡市地先島毛 基点第308号 延岡市神戸町火打崎エボシバエ</p> <p>基点第309号 延岡市浦城町浦尻第1護岸と同第5護岸との接点 基点第310号 延岡市浦城町浦尻第4護岸基部 イ 基点第302号から98度4,550メートルの点 ロ 基点第306号から135度1,000メートルの点 ハ 基点第308号から基点第307号見通し延長線上、基点第307号から300メートルの点</p>	<p>次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び点ケの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の点コと点サを直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた浦尻湾を除く。</p> <p>ア 基点第305号 イ 基点第304号 ウ 基点第303号 エ 基点第302号 オ 基点第302号から98度4,550メートルの点 カ 基点第306号から135度1,000メートルの点 キ 基点第308号から基点第307号見通し延長線上、基点第307号から300メートルの点 ク 基点第307号</p> <p>ケ 基点第308号 コ 基点第309号 サ 基点第310号</p> <p>基点第302号、基点第303号、基点第304号、基点第304号及び基点第305号の位置は次のとおり 基点第302号 延岡市北浦町地先一ツ礁 基点第303号 延岡市北浦町地先イワシ礁 基点第304号 延岡市北浦町地先大礁 基点第305号 延岡市北浦町地先福崎陸岸 基点第306号 延岡市島浦町地先一ノ礁 基点第307号 延岡市地先島毛 基点第308号 延岡市神戸町火打崎エボシバエ 基点第309号 延岡市浦城町浦尻第1護岸と同第5護岸との接点 基点第310号 延岡市浦城町浦尻第4護岸基部</p>				

海区漁場計画の変更点

公示番号 漁業種類 (管理番号)	漁場の区域		漁業の名称		関係地区	
	現行	素案	現行	素案	現行	素案
共第3号 第1種共同漁業	次の 基点第309号と基点第310号 を直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた浦尻湾。 基点第309号 延岡市浦城町浦尻第1護岸と同第5護岸との接点 基点第310号 延岡市浦城町浦尻第4護岸基部	次の 点ア及び点イ を直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた浦尻湾。 ア 基点第309号 イ 基点第310号 基点第309号及び基点第310号の位置は次のとおり 基点第309号 延岡市浦城町浦尻第1護岸と同第5護岸との接点 基点第310号 延岡市浦城町浦尻第4護岸基部				
共第4号 第1種共同漁業	次の 基点第308号、基点第307号、イ、ロ、ハ及び基点第312号 の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、第2種共同漁業については、港湾法第34条において準用する同法第12条第5項の規定により公示された水域施設の区域を除く。 基点第307号 延岡市地先島毛 基点第308号 延岡市神戸町火打崎エボシバエ 基点第311号 延岡市延岡港東導流堤先端 基点第312号 延岡市緑ヶ丘に設置した標柱 イ 基点第308号から基点307号見通し延長線上、基点第307号から300メートルの点 ロ 基点第311号から95度1,400メートルの点 ハ 基点第312号から90度2,200メートルの点	次の 点ア、イ、ウ、エ、オ及び点カ の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、第2種共同漁業については、港湾法第34条において準用する同法第12条第5項の規定により公示された水域施設の区域を除く。 ア 基点第308号 イ 基点第307号 ウ 基点第308号から基点第307号見通し延長線上、基点第307号から300メートルの点 エ 基点第311号から95度1,400メートルの点 オ 基点第312号から90度2,200メートルの点 カ 基点第312号 基点第307号、基点第308号、基点第311号及び基点第312号の位置は次のとおり 基点第307号 延岡市地先島毛 基点第308号 延岡市神戸町火打崎エボシバエ 基点第311号 延岡市延岡港東導流堤先端 基点第312号 延岡市緑ヶ丘に設置した標柱				
共第5号 第1種共同漁業	次の 基点第312号、イ、ロ及び基点313号 の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 基点第312号 延岡市緑ヶ丘に設置した標柱 基点第313号 延岡市沖田川河口黒磯に設置した標飯 イ 基点第312号から90度2,200メートルの点 ロ 基点第313号から100度1,500メートルの点	次の 点ア、イ、ウ及び点エ の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 基点第312号 イ 基点第312号から90度2,200メートルの点 ウ 基点第313号から100度1,500メートルの点 エ 基点第313号 基点第312号及び基点第313号の位置は次のとおり 基点第312号 延岡市緑ヶ丘に設置した標柱 基点第313号 延岡市沖田川河口黒磯に設置した標飯				

海区漁場計画の変更点

公示番号 漁業種類 (管理番号)	漁場の区域		漁業の名称		関係地区	
	現行	素案	現行	素案	現行	素案
共第6号 第1種共同漁業	<p>次の基点第313号、イ、ロ、ハ、基点第315号及び基点第316号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の基点第317号、ニ、ホ、ヘ及び基点第318号を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。</p> <p>基点第313号 延岡市沖田川河口黒磯に設置した標紙 基点第314号 延岡市赤水町鞍掛鼻先端 基点第315号 東臼杵郡門川町地先麦バエ 基点第316号 延岡市、東臼杵郡門川町界谷の山陸岸 基点第317号 延岡市新浜町に設置した標柱 基点第318号 延岡市松原町に設置した標柱</p> <p>イ 基点第313号から100度 1,500メートルの点 ロ 基点第314号から90度 1,000メートルの点 ハ 基点第315号から90度 1,000メートルの点 ニ 基点第317号から71度38分 749メートルの点 ホ 基点第318号から58度 750メートルの点 ヘ 基点第318号から90度 470メートルの点</p>	<p>次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点カの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の点キ、ク、ケ、コ及び点サを順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。</p> <p>ア 基点第313号 イ 基点第313号から100度 1,500メートルの点 ウ 基点第314号から90度 1,000メートルの点 エ 基点第315号から90度 1,000メートルの点 オ 基点第315号 カ 基点第316号 キ 基点第317号 ク 基点第317号から71度38分 749メートルの点 ケ 基点第318号から58度 750メートルの点 コ 基点第318号から90度 470メートルの点 サ 基点第318号</p> <p>基点第313号、基点第314号、基点第315号、基点第316号、基点第317号及び基点第318号の位置は次のとおり 基点第313号 延岡市沖田川河口黒磯に設置した標紙 基点第314号 延岡市赤水町鞍掛鼻先端 基点第315号 東臼杵郡門川町地先麦バエ 基点第316号 延岡市、東臼杵郡門川町界谷の山陸岸 基点第317号 延岡市新浜町に設置した標柱 基点第318号 延岡市松原町に設置した標柱</p>				
共第7号 第1種共同漁業	<p>次の基点第316号、基点第315号、イ、ロ、ハ、基点第320号、基点第321号及び基点322号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。</p> <p>基点第315号 東臼杵郡門川町地先麦バエ 基点第316号 延岡市、東臼杵郡門川町界谷の山陸岸 基点第319号 東臼杵郡門川町地先批柳島東端 基点第320号 東臼杵郡門川町、日向市界イクイ善灯台 基点第321号 東臼杵郡門川町地先乙島平磯南端 基点第322号 東臼杵郡門川町五十鈴川河口五十鈴バエ南端</p> <p>イ 基点第315号から90度1,000メートルの点 ロ 基点第319号から90度1,000メートルの点 ハ 基点第320号から96度3,300メートルの点</p>	<p>次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び点クの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。</p> <p>ア 基点第316号 イ 基点第315号 ウ 基点第315号から90度1,000メートルの点 エ 基点第319号から90度1,000メートルの点 オ 基点第320号から96度3,300メートルの点 カ 基点第320号 キ 基点第321号 ク 基点第322号</p> <p>基点第315号、基点第316号、基点第319号、基点第320号、基点第321号及び基点第322号の位置は次のとおり 基点第315号 東臼杵郡門川町地先麦バエ 基点第316号 延岡市、東臼杵郡門川町界谷の山陸岸 基点第319号 東臼杵郡門川町地先批柳島東端 基点第320号 東臼杵郡門川町、日向市界イクイ善灯台 基点第321号 東臼杵郡門川町地先乙島平磯南端 基点第322号 東臼杵郡門川町五十鈴川河口五十鈴バエ南端</p>				

海区漁場計画の変更点

公示番号 漁業種類 (管理番号)	漁場の区域	
	現行	素案
共第8号 第1種共同漁業	<p>次の基点第320号、イ、ロ、ハ及び基点第320号の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 基点第320号 東臼杵郡門川町、日向市界イクイ燈台 基点第323号 日向市大字日知屋倉戸鼻先端 基点第324号 日向市大字日知屋地先ユルギ礁</p> <p>イ 基点第320号から96度3.300メートルの点</p> <p>ロ 基点第323号から基点第324号の見通し延長線上、基点第324号から4.000メートルの点</p> <p>ハ 基点第323号から基点第324号の見通し延長線と、基点第320号と日向市細島灯台見通し線との交点</p>	<p>次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第320号 イ 基点第320号から96度3.300メートルの点 ウ 基点第323号から基点第324号の見通し延長線上、基点第324号から4.000メートルの点 エ 基点第323号から基点第324号の見通し延長線と、基点第320号と日向市細島灯台見通し線との交点</p> <p>基点第320号、基点第323号及び基点第324号の位置は次のとおり 基点第320号 東臼杵郡門川町、日向市界イクイ燈台 基点第323号 日向市大字日知屋倉戸鼻先端 基点第324号 日向市大字日知屋地先ユルギ礁</p>

漁業の名称	
現行	素案
/	

関係地区	
現行	素案
/	

海区漁場計画の変更点

公示番号 漁業種類 (管理番号)	漁場の区域		漁業の名称		関係地区			
	現行	素案	現行	素案	現行	素案		
共第9号 第1種共同漁業	<p>次の基点第325号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及び基点第329号を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって 囲まれた区域。ただし、第2種共同漁業については、港湾法 第34条において準用する同法第12条第5項の規定により公示された水域施設の区域を除く。</p> <p>基点第320号 東臼杵郡門川町、日向市界イクイ善灯台 基点第323号 日向市大字日知屋倉戸鼻先端</p> <p>基点第324号 日向市大字日知屋地先ユルギ礁</p> <p>基点第325号 日向市高尾山三角点頂上</p> <p>基点第326号 日向市大字細島地先飛島東端 基点第327号 日向市大字財光寺地先トドロ礁 基点第328号 日向市美々津地先美々津港灯台 基点第329号 児湯郡都農町水無川河口中央 イ 基点第325号から90度の見通し延長線と、基点第320号と日向市細島灯台見通し線との交点 ロ 基点第323号から基点第324号見通し延長線と、基点第320号と日向市細島灯台見通し線との交点 ハ 基点第323号から基点第324号見通し延長線上、基点第324号から4,000メートルの点 ニ 基点第326号から135度1,000メートルの点 ホ 基点第327号から120度1,000メートルの点 ヘ 基点第328号から117度 800メートルの点 ト 基点第329号から117度2,500メートルの点</p>	<p>次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び点ケを順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって 囲まれた区域。ただし、第2種共同漁業については、港湾法第34条において準用する同法第12条第5項の規定により公示された水域施設の区域を除く。</p> <p>ア 基点第325号 イ 基点第325号から90度の見通し延長線と、基点第320号と日向市細島灯台見通し線との交点 ウ 基点第323号から基点第324号見通し延長線と、基点第320号と日向市細島灯台見通し線との交点 エ 基点第323号から基点第324号見通し延長線上、基点第324号から4,000メートルの点 オ 基点第326号から135度1,000メートルの点 カ 基点第327号から120度1,000メートルの点 キ 基点第328号から117度 800メートルの点 ク 基点第329号から117度2,500メートルの点 ケ 基点第329号</p> <p>基点第320号、基点第323号、基点第324号、基点第325号、基点第326号、基点第327号、基点第328号及び基点第329号の位置は次のとおり 基点第320号 東臼杵郡門川町、日向市界イクイ善灯台 基点第323号 日向市大字日知屋倉戸鼻先端 基点第324号 日向市大字日知屋地先ユルギ礁 基点第325号 日向市高尾山三角点頂上 基点第326号 日向市大字細島地先飛島東端 基点第327号 日向市大字財光寺地先トドロ礁 基点第328号 日向市美々津地先美々津港灯台 基点第329号 児湯郡都農町水無川河口中央</p>	<p>あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 ばい漁業 はまぐり漁業 (貝殻を含む) いせえび漁業 うに漁業 かめので漁業</p>	<p>あわび漁業 あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 とこぶし漁業 ばい漁業 はまぐり漁業 (貝殻を含む) いせえび漁業 うに漁業</p>	/	/		
共第10号 第1種共同漁業	<p>次の基点第329号、イ、ロ及び基点第330号の各点を順次に直 線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって 囲まれた区域。</p> <p>基点第329号 児湯郡都農町水無川河口中央 基点第330号 児湯郡都農町、川南町界陸岸 イ 基点第329号から117度2,500メートルの点 ロ 基点第330号から117度2,500メートルの点</p>	<p>次の点ア、イ、ウ及び点エの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって 囲まれた区域。</p> <p>ア 基点第329号 イ 基点第329号から117度2,500メートルの点 ウ 基点第330号から117度2,500メートルの点 エ 基点第330号</p> <p>基点第329号及び基点第330号の位置は次のとおり 基点第329号 児湯郡都農町水無川河口中央 基点第330号 児湯郡都農町、川南町界陸岸</p>	<p>あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 とこぶし漁業 ばい漁業 はまぐり漁業 いせえび漁業 うに漁業 えさむし漁業 たこ漁業 あおさ漁業</p>	<p>あわび漁業 あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 とこぶし漁業 ばい漁業 はまぐり漁業 いせえび漁業 うに漁業 うに漁業 たこ漁業</p>			/	/
共第11号 第1種共同漁業	<p>次の基点第330号、イ、ロ及び基点第331号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって 囲まれた区域。</p> <p>基点第330号 児湯郡都農町、川南町界陸岸 基点第331号 児湯郡高鍋町、川南町界陸岸 イ 基点第330号から117度2,500メートルの点 ロ 基点第331号から117度2,500メートルの点</p>	<p>次の点ア、イ、ウ及び点エの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって 囲まれた区域。</p> <p>ア 基点第330号 イ 基点第330号から117度2,500メートルの点 ウ 基点第331号から117度2,500メートルの点 エ 基点第331号</p> <p>基点第330号及び基点第331号の位置は次のとおり 基点第330号 児湯郡都農町、川南町界陸岸 基点第331号 児湯郡高鍋町、川南町界陸岸</p>	/	/				

海区漁場計画の変更点

公示番号 漁業種類 (管理番号)	漁場の区域		漁業の名称		関係地区	
	現行	素案	現行	素案	現行	素案
共第12号 第1種共同漁業	次の 基点第331号、イ、ロ、ハ及び基点第333号 の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 基点第331号 尻湯郡高鍋町、川南町界陸岸 基点第332号 尻湯郡高鍋町小丸川河口の鉄橋北端第1橋脚 基点第333号 尻湯郡高鍋町大字蚊口浦6259の1に設置した標柱 イ 基点第331号から117度300メートルの点 ロ 基点第332号から117度700メートルの点 ハ 基点第333号から高鍋港離岸堤北端の見通し延長線上(117度)、基点第333号から300メートルの点	次の点 ア、イ、ウ、エ及び点オ の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 基点第331号 イ 基点第331号から117度300メートルの点 ウ 基点第332号から117度700メートルの点 エ 基点第333号から高鍋港離岸堤北端の見通し延長線上(117度)、基点第333号から300メートルの点 オ 基点第333号 基点第331号、基点第332号及び基点第333号の位置は次のとおり 基点第331号 尻湯郡高鍋町、川南町界陸岸 基点第332号 尻湯郡高鍋町小丸川河口の鉄橋北端第1橋脚 基点第333号 尻湯郡高鍋町大字蚊口浦6259の1に設置した標柱				
共第13号 第1種共同漁業	次の 基点第334号、イ、ロ、ハ及び基点第336号 の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、第2種共同漁業については、港湾法第34条において準用する同法第12条第5項の規定により公示された水域施設の区域を除く。 基点第334号 宮崎市知福橋中央 基点第335号 宮崎市大字折生迫戸崎鼻灯台 基点第336号 宮崎市、日南市界陸岸 イ 基点第334号から90度3,300メートルの点 ロ 基点第335号から90度2,200メートルの点 ハ 基点第336号から100度2,500メートルの点	次の点 ア、イ、ウ、エ及び点オ の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、第2種共同漁業については、港湾法第34条において準用する同法第12条第5項の規定により公示された水域施設の区域を除く。 ア 基点第334号 イ 基点第334号から90度3,300メートルの点 ウ 基点第335号から90度2,200メートルの点 エ 基点第336号から100度2,500メートルの点 オ 基点第336号 基点第334号、基点第335号及び基点第336号の位置は次のとおり 基点第334号 宮崎市知福橋中央 基点第335号 宮崎市大字折生迫戸崎鼻灯台 基点第336号 宮崎市、日南市界陸岸				
共第14号 第1種共同漁業	次の 基点第336号、イ、ロ、ハ及び基点第338号 の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 基点第336号 宮崎市、日南市界陸岸 基点第337号 日南市大字宮浦日崎鼻東端 基点第338号 日南市大字宮浦立石橋北端の橋脚 イ 基点第336号から100度2,000メートルの点 ロ 基点第337号から90度2,000メートルの点 ハ 基点第338号から162度1,500メートルの点	次の点 ア、イ、ウ、エ及び点オ の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 基点第336号 イ 基点第336号から100度2,000メートルの点 ウ 基点第337号から90度2,000メートルの点 エ 基点第338号から162度1,500メートルの点 オ 基点第338号 基点第336号、基点第337号及び基点第338号の位置は次のとおり 基点第336号 宮崎市、日南市界陸岸 基点第337号 日南市大字宮浦日崎鼻東端 基点第338号 日南市大字宮浦立石橋北端の橋脚	あわび漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 ばい漁業 いせえび漁業 うに漁業 えさむし漁業 たこ漁業 きりんさい漁業 てんぐさ漁業 とさかのり漁業	あわび漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 ばい漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 きりんさい漁業 てんぐさ漁業 とさかのり漁業		

海区漁場計画の変更点

公示番号 漁業種類 (管理番号)	漁場の区域	
	現行	素案
共第15号 第1種共同漁業	<p>次の基点第338号、イ、ロ、ハ及び基点第340号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の基点第341号、基点第342号及び基点第343号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。</p> <p>基点第338号 日南市大字宮浦立石橋北端の橋脚 基点第339号 日南市大字平野沖合地ノ松島北端 基点第340号 日南市細田川河口の鉄橋北端第1橋脚 基点第341号 油津港東口導灯前灯から48度1.785メートルの点 基点第342号 基点第341号から212度30分1.004メートルの点 基点第343号 基点第342号から304度30分 934メートルの点</p> <p>イ 基点第338号から162度1.500メートルの点 ロ 基点第339号から 90度1.000メートルの点 ハ 基点第340号から虚空蔵島北端見渡し線4.000メートルの点</p>	<p>次の点ア、イ、ウ、エ及び点オの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の点カ、キ及び点クの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。</p> <p>ア 基点第338号 イ 基点第338号から162度1.500メートルの点 ウ 基点第339号から 90度1.000メートルの点 エ 基点第340号から虚空蔵島北端見渡し線4.000メートルの点 オ 基点第340号 カ 基点第341号 キ 基点第342号 ク 基点第343号</p> <p>基点第338号、基点第339号、基点第340号、基点第341号、基点第342号及び基点第343号の位置は次のとおり 基点第338号 日南市大字宮浦立石橋北端の橋脚 基点第339号 日南市大字平野沖合地ノ松島北端 基点第340号 日南市細田川河口の鉄橋北端第1橋脚 基点第341号 油津港東口導灯前灯（北緯31度33分32.025秒、東経131度23分49.960秒の点）から48度1.785メートルの点 基点第342号 基点第341号から212度30分1.004メートルの点 基点第343号 基点第342号から304度30分 934メートルの点</p>

漁業の名称	
現行	素案

関係地区	
現行	素案

海区漁場計画の変更点

公示番号 漁業種類 (管理番号)	漁場の区域	
	現行	素案
共第16号 第1種共同漁業	<p>次の基点第340号、イ、ロ、基点第345号及び基点第346号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、第2種共同漁業については、港湾法第34条において準用する同法第12条第5項の規定により公示された水域施設の区域を除く。</p> <p>基点第340号 日南市細田川河口の鉄橋北端第1橋脚</p> <p>基点第344号 串間市大字市木地先水島北端</p> <p>基点第345号 串間市大字市木銅島北端</p> <p>基点第346号 日南市南郷町、串間市界夫婦浦橋中央橋脚</p> <p>イ 基点第340号から虚空蔵島北端見通し線上4,000メートルの点</p> <p>ロ 基点第344号から基点第345号見通し線上、基点第344号から200メートルの点</p>	<p>次の点ア、イ、ウ、エ及び点オの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、第2種共同漁業については、港湾法第34条において準用する同法第12条第5項の規定により公示された水域施設の区域を除く。</p> <p>ア 基点第340号</p> <p>イ 基点第340号から虚空蔵島北端見通し線上4,000メートルの点</p> <p>ウ 基点第344号から基点第345号見通し線上、基点第344号から200メートルの点</p> <p>エ 基点第345号</p> <p>オ 基点第346号</p> <p>基点第340号、基点第344号、基点第345号及び基点第346号の位置は次のとおり</p> <p>基点第340号 日南市細田川河口の鉄橋北端第1橋脚</p> <p>基点第344号 串間市大字市木地先水島北端</p> <p>基点第345号 串間市大字市木銅島北端</p> <p>基点第346号 日南市南郷町、串間市界夫婦浦橋中央橋脚</p>

漁業の名称	
現行	素案
/	

関係地区	
現行	素案
/	

海区漁場計画の変更点

公示番号 漁業種類 (管理番号)	漁場の区域		漁業の名称		関係地区	
	現行	素案	現行	素案	現行	素案
共第17号 第1種共同漁業	<p>次の基点第346号、基点第345号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ及び基点第353号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 基点第344号 串間市大字市木地先水島北端 基点第345号 串間市大字市木銅島北端 基点第346号 日南市南郷町、串間市界夫婦浦播中央橋脚</p> <p>基点第347号 串間市大字市木地先鳥島北端 基点第348号 串間市大字市木、串間市大字大納界名谷小瀬 基点第349号 串間市大字大納宇小崎立岩 基点第350号 串間市大字大納宇岨大黒礁 基点第351号 串間市大字大納宇岨黄金瀬 基点第352号 串間市大字都井宇黒井、合六鼻先端</p> <p>基点第353号 串間市大字都井、串間市大字崎田界に設置した標飯 イ 基点第345号から基点第344号見通し線上、基点第345号から1,000メートルの点 ロ 基点第347号から90度 500メートルの点 ハ 基点第348号から100度1,000メートルの点 ニ 基点第349号から 90度1,200メートルの点 ホ 基点第350号から135度1,200メートルの点 ヘ 基点第351号から180度 500メートルの点 ト 基点第352号から基点第351号見通し線上、基点第352号から1,600メートルの点 チ 基点第353号から180度1,000メートルの点</p>	<p>次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及び点サの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 基点第346号 イ 基点第345号 ウ 基点第345号から基点第344号見通し線上、基点第345号から1,000メートルの点 エ 基点第347号から 90度 500メートルの点 オ 基点第348号から100度1,000メートルの点 カ 基点第349号から 90度1,200メートルの点 キ 基点第350号から135度1,200メートルの点 ク 基点第351号から180度 500メートルの点 ケ 基点第352号から基点第351号見通し線上、基点第352号から1,600メートルの点 コ 基点第353号から180度1,000メートルの点 サ 基点第353号</p> <p>基点第344号、基点第345号、基点第346号、基点第347号、基点第348号、基点第349号、基点第350号、基点第351号、基点第352号及び基点第353号の位置は次のとおり 基点第344号 串間市大字市木地先水島北端 基点第345号 串間市大字市木銅島北端 基点第346号 日南市南郷町、串間市界夫婦浦播中央橋脚 基点第347号 串間市大字市木地先鳥島北端 基点第348号 串間市大字市木、串間市大字大納界名谷小瀬 基点第349号 串間市大字大納宇小崎立岩 基点第350号 串間市大字大納宇岨大黒礁 基点第351号 串間市大字大納宇岨黄金瀬 基点第352号 串間市大字都井宇黒井、合六鼻先端 基点第353号 串間市大字都井、串間市大字崎田界に設置した標飯</p>				

海区漁場計画の変更点

公示番号 漁業種類 (管理番号)	漁場の区域		漁業の名称		関係地区	
	現行	素案	現行	素案	現行	素案
共第18号 第1種共同漁業	<p>次の基点第353号、イ、ロ、ハ及び基点第355号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、基点第356号、基点第357号、基点第358号、ニ、ホ及び基点第359号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。第2種共同漁業については、港湾法第34条において準用する同法第12条第5項の規定により公示された水域施設の区域を除く。</p> <p>基点第353号 串間市大字都井、串間市大字崎田界に設置した標仮 基点第354号 串間市大字崎田宇屋方荒崎鼻先端 基点第355号 宮崎県、鹿児島県界陸岸 基点第356号 高松三角点から100度43分00秒3.127メートルの点 基点第357号 基点第356号から169度30分00秒132メートルの点 基点第358号 基点第357号から262度39分00秒76メートルの点 基点第359号 ホから351度32分00秒1.496メートルの点 イ 基点第353号から180度1.000メートルの点 ロ 基点第354号から180度1.000メートルの点 ハ 基点第355号から216度2.000メートルの点 ニ 基点第358号から170度30分00秒93メートルの点 ホ ニから260度23分00秒1.012メートルの点</p>	<p>次の点ア、イ、ウ、エ及び点オの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の点カ、キ、ク、ケ、コ及び点サの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。第2種共同漁業については、港湾法第34条において準用する同法第12条第5項の規定により公示された水域施設の区域を除く。</p> <p>ア 基点第353号 イ 基点第353号から180度 1.000メートルの点 ウ 基点第354号から180度 1.000メートルの点 エ 基点第355号から216度 2.000メートルの点 オ 基点第355号 カ 基点第356号 キ 基点第357号 ク 基点第358号 ケ 基点第358号から170度30分 93メートルの点 コ 点ケ から260度23分1.012メートルの点 サ 基点第359号</p> <p>基点第353号、基点第354号、基点第355号、基点第356号、基点第357号、基点第358号及び基点第359号の位置は次のとおり 基点第353号 串間市大字都井、串間市大字崎田界に設置した標仮 基点第354号 串間市大字崎田宇屋方荒崎鼻先端 基点第355号 宮崎県、鹿児島県界陸岸 基点第356号 高松三角点 から100度43分3.127メートルの点 基点第357号 基点第356号から169度30分 132メートルの点 基点第358号 基点第357号から262度39分 76メートルの点 基点第359号 点コ から351度32分1.496メートルの点</p>				
区第5号 第1種区画漁業 (5-1マ号) (5-1A号)	<p>次の基点第104号、点ア、イ及び基点第105号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 基点第104号 延岡市島浦町上の鼻西端 ア 基点第104号から330度300メートルの点 イ 基点第105号から 0度300メートルの点 基点第105号 延岡市島浦町高松の鼻西端</p> <p>基点第104号及び基点第105号の位置は次のとおり 基点第104号 延岡市島浦町上の鼻西端 基点第105号 延岡市島浦町高松の鼻西端</p>	<p>次の点ア、イ、ウ及び点エの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 基点第104号 イ 基点第104号から330度300メートルの点 ウ 基点第105号から 0度300メートルの点 エ 基点第105号</p> <p>基点第104号及び基点第105号の位置は次のとおり 基点第104号 延岡市島浦町上の鼻西端 基点第105号 延岡市島浦町高松の鼻西端</p>				

海区漁場計画の変更点

公示番号 漁業種類 (管理番号)	漁場の区域		漁業の名称		関係地区	
	現行	素案	現行	素案	現行	素案
区第5号 第1種区画漁業 (5-2マ号) (5-2A号)	次の 基点第105号、点ア、イ、ウ、基点第107号及び基点第106号 の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第105号 延岡市島浦町高松の鼻西端 ア 基点第105号から0度266メートルの点 イ 基点第106号から0度401メートルの点 ウ 基点第107号から0度599メートルの点 基点第107号 延岡市島浦町野坂水道尻岩 基点第106号 延岡市島浦町焼尾の北端 基点第106号及び基点第107号 の位置は次のとおり 基点第106号 延岡市島浦町焼尾の北端 基点第107号 延岡市島浦町野坂水道尻岩	次の 点ア、イ、ウ、エ、オ及び点カ の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 基点第105号 イ 基点第105号から0度266メートルの点 ウ 基点第106号から0度401メートルの点 エ 基点第107号から0度599メートルの点 オ 基点第107号 カ 基点第106号 基点第105号、106号及び基点第107号 の位置は次のとおり 基点第105号 延岡市島浦町高松の鼻西端 基点第106号 延岡市島浦町焼尾の北端 基点第107号 延岡市島浦町野坂水道尻岩				
区第5号 第1種区画漁業 (5-3号)	次の 基点第108号、基点第109号、基点第110号、基点第111号 の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第108号 延岡市島浦町焼尾の東端 基点第109号 延岡市島浦町小島の北端 基点第110号 延岡市島浦町小島の南端 基点第111号 延岡市島浦町須佐白の鼻北端 基点第108号、基点第109号、基点第110号及び基点第111号の位置は次のとおり 基点第108号 延岡市島浦町焼尾の東端 基点第109号 延岡市島浦町小島の北端 基点第110号 延岡市島浦町小島の南端 基点第111号 延岡市島浦町須佐白の鼻北端	次の 点ア、イ、ウ及び点エ の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 基点第108号 イ 基点第109号 ウ 基点第110号 エ 基点第111号 基点第108号、基点第109号、基点第110号及び基点第111号の位置は次のとおり 基点第108号 延岡市島浦町焼尾の東端 基点第109号 延岡市島浦町小島の北端 基点第110号 延岡市島浦町小島の南端 基点第111号 延岡市島浦町須佐白の鼻北端				
区第7号 第1種区画漁業 (7-2A号) (7-2B号)	次の 点ア、イ、ウ、エ、基点第117号、点オ、カ及び点ア の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第115号から281度280メートルの点 イ 基点第116号から 4度300メートルの点 ウ 基点第116号から 29度200メートルの点 エ 基点第116号から 29度 50メートルの点 基点第117号 延岡市須美江町ナガバエ鼻 オ 基点第117号から 29度130メートルの点 カ 基点第115号から245度220メートルの点 基点第115号、基点第116号及び基点第117号の位置は次のとおり 基点第115号 延岡市須美江町須美江港南防波堤先端 基点第116号 延岡市須美江町アカズレ 基点第117号 延岡市須美江町ナガバエ鼻	次の 点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び点ア の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第115号から281度280メートルの点 イ 基点第116号から 4度300メートルの点 ウ 基点第116号から 29度200メートルの点 エ 基点第116号から 29度 50メートルの点 オ 基点第117号 カ 基点第117号から 29度130メートルの点 キ 基点第115号から245度220メートルの点 基点第115号、基点第116号及び基点第117号の位置は次のとおり 基点第115号 延岡市須美江町須美江港南防波堤先端 基点第116号 延岡市須美江町アカズレ 基点第117号 延岡市須美江町ナガバエ鼻				
区第8号 第1種区画漁業 (8-1A号) (8-1B号)	次の 基点第125号、点ア、イ及び基点第123号 を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第125号 延岡市浦城町笠の鼻南端 ア 基点第125号から202度30分16メートルの点 イ 基点第123号から200度 73メートルの点 基点第123号 延岡市浦城町田村屋敷西の鼻に設置した標柱 基点第125号の位置は次のとおり 基点第125号 延岡市浦城町笠の鼻南端	次の 点ア、イ、ウ及び点エ を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 基点第125号 イ 基点第125号から202度30分16メートルの点 ウ 基点第123号から200度 73メートルの点 エ 基点第123号 基点第123号及び基点第125号の位置は次のとおり 基点第123号 延岡市浦城町田村屋敷西の鼻に設置した標柱 基点第125号 延岡市浦城町笠の鼻南端				

海区漁場計画の変更点

公示番号 漁業種類 (管理番号)	漁場の区域		漁業の名称		関係地区	
	現行	素案	現行	素案	現行	素案
区第8号 第1種区画漁業 (8-2A号) (8-2B号)	次の 基点第126号、点ア、基点第127号 を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第126号 延岡市浦城町浦尻第4号護岸起点 ア 基点第127号から0度100メートルの点 基点第127号 延岡市浦城町船カクシ東端 基点第126号及び基点第127号の位置は次のとおり 基点第126号 延岡市浦城町浦尻第4号護岸起点 基点第127号 延岡市浦城町船カクシ東端	次の 点ア、イ及び点ウ を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 基点第126号 イ 基点第127号から0度100メートルの点 ウ 基点第127号 基点第126号及び基点第127号の位置は次のとおり 基点第126号 延岡市浦城町浦尻第4号護岸起点 基点第127号 延岡市浦城町船カクシ東端				
区第8号 第1種区画漁業 (8-3A号) (8-3B号)	次の 基点第128号、点ア、イ、ウ及び基点第129号 の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第128号 延岡市浦城町オオヤの鼻北端 ア 基点第128号から 0度 70メートルの点 イ 基点第128号から320度115メートルの点 ウ 基点第129号から283度 65メートルの点 基点第129号 延岡市浦城町オオヤの鼻南端 基点第128号及び基点第129号の位置は次のとおり 基点第128号 延岡市浦城町オオヤの鼻北端 基点第129号 延岡市浦城町オオヤの鼻南端	次の 点ア、イ、ウ、エ及び点オ の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 基点第128号 イ 基点第128号から 0度 70メートルの点 ウ 基点第128号から320度115メートルの点 エ 基点第129号から283度 65メートルの点 オ 基点第129号 基点第128号及び基点第129号の位置は次のとおり 基点第128号 延岡市浦城町オオヤの鼻北端 基点第129号 延岡市浦城町オオヤの鼻南端				
区第8号 第1種区画漁業 (8-4号)	次の 基点第131号、点ア、イ及び基点第130号 の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第131号 延岡市浦城町ミズゴラの鼻東端 ア 基点第131号から102度 45メートルの点 イ 基点第130号から102度135メートルの点 基点第130号 延岡市浦城町甫場鼻東端 基点第130号及び基点第131号の位置は次のとおり 基点第130号 延岡市浦城町甫場鼻東端 基点第131号 延岡市浦城町ミズゴラの鼻東端	次の 点ア、イ、ウ及び点エ の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 基点第131号 イ 基点第131号から102度 45メートルの点 ウ 基点第130号から102度135メートルの点 エ 基点第130号 基点第130号及び基点第131号の位置は次のとおり 基点第130号 延岡市浦城町甫場鼻東端 基点第131号 延岡市浦城町ミズゴラの鼻東端				
区第9号 第1種区画漁業 (9号)	次の 基点第128号、点ア、イ及び基点第127号 の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第128号 延岡市浦城町オオヤの鼻北端 ア 基点第128号から0度 50メートルの点 イ 基点第127号から0度100メートルの点 基点第127号 延岡市浦城町船カクシ東端 基点第128号の位置は次のとおり 基点第128号 延岡市浦城町オオヤの鼻北端	次の 点ア、イ、ウ及び点エ の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 基点第128号 イ 基点第128号から0度 50メートルの点 ウ 基点第127号から0度100メートルの点 エ 基点第127号 基点第128号の位置は次のとおり 基点第128号 延岡市浦城町オオヤの鼻北端				
区第10号 第1種区画漁業					延岡市 土々呂町 松原町 妙見町 櫛津町	延岡市 土々呂町 松原町 妙見町 櫛津町 石田町 伊形町 上伊形町 下伊形町 旭ヶ丘 新浜町 北一ヶ岡 南一ヶ岡 鯉名町 赤水町

海区漁場計画の変更点

公示番号 漁業種類 (管理番号)	漁場の区域		漁業の名称		関係地区	
	現行	素案	現行	素案	現行	素案
区第11号 第1種区画漁業	(このセルは対角線が引かれています)		(このセルは対角線が引かれています)		延岡市	延岡市 土々呂町 松原町 妙見町 櫛津町 石田町 伊形町 上伊形町 下伊形町 旭ヶ丘 新浜町 北一ヶ岡 南一ヶ岡 鯛名町 赤水町
区第12号 第1種区画漁業 (12-1A号) (12-1B号)	<p>次の基点第136号、点ア、イ及び基点第137号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>基点第136号 延岡市鯛名町698番地稻荷鼻東端に設置した標飯</p> <p>ア 基点第136号から91度36メートルの点</p> <p>イ 基点第137号から91度62メートルの点</p> <p>基点第137号 延岡市鯛名町698番地下鼻東端に設置した標飯</p> <p>基点第136号及び基点第137号の位置は次のとおり</p> <p>基点第136号 延岡市鯛名町698番地稻荷鼻東端に設置した標飯</p> <p>基点第137号 延岡市鯛名町698番地下鼻東端に設置した標飯</p>	<p>次の点ア、イ、ウ及び点エの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>ア 基点第136号</p> <p>イ 基点第136号から91度36メートルの点</p> <p>ウ 基点第137号から91度62メートルの点</p> <p>エ 基点第137号</p> <p>基点第136号及び基点第137号の位置は次のとおり</p> <p>基点第136号 延岡市鯛名町698番地稻荷鼻東端に設置した標飯</p> <p>基点第137号 延岡市鯛名町698番地下鼻東端に設置した標飯</p>	(このセルは対角線が引かれています)		延岡市	延岡市 土々呂町 松原町 妙見町 櫛津町 石田町 伊形町 上伊形町 下伊形町 旭ヶ丘 新浜町 北一ヶ岡 南一ヶ岡 鯛名町 赤水町
区第13号 第1種区画漁業 (13-1号)	<p>次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>ア 基点第142号から142度100メートルの点</p> <p>イ 基点第142号から 78度330メートルの点</p> <p>ウ 基点第142号から111度580メートルの点</p> <p>エ 基点第142号から142度450メートルの点</p> <p>基点第142号の位置は次のとおり</p> <p>基点第142号 東臼杵郡門川町門川港浅海防波堤西灯台</p>	<p>次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>ア 基点第142号から142度100メートルの点</p> <p>イ 基点第142号から 78度330メートルの点</p> <p>ウ 基点第142号から111度580メートルの点</p> <p>エ 基点第142号から142度450メートルの点</p> <p>基点第142号の位置は次のとおり</p> <p>基点第142号 東臼杵郡門川町門川漁港浅海防波堤西灯台</p>	(このセルは対角線が引かれています)		(このセルは対角線が引かれています)	

海区漁場計画の変更点

公示番号 漁業種類 (管理番号)	漁場の区域	
	現行	素案
区第15号 第1種区画漁業 (15-1 A号) (15-1 B号)	次の 基点第145号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第148号 の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点第145号 日向市大字日知屋宇畑浦ハゲシタに設置した標柱 ア 基点第145号から185度 40メートルの点 イ 基点第146号から185度 118メートルの点 ウ 基点第147号から201度37分 27メートルの点 エ 基点第148号から185度 60メートルの点 基点第148号 日向市大字日知屋宇畑浦鼻モトに設置した標柱 基点第145号、146号、147号及び148号の位置は次のとおり 基点第145号 日向市大字日知屋宇畑浦ハゲシタに設置した標柱 基点第146号 日向市大字日知屋宇畑浦小水浦に設置した標柱 基点第147号 日向市大字日知屋宇畑浦ウノへに設置した標柱 基点第148号 日向市大字日知屋宇畑浦鼻モトに設置した標柱	次の 点ア、イ、ウ、エ、オ及び点カ の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 ア 基点第145号 イ 基点第145号から185度 40メートルの点 ウ 基点第146号から185度 118メートルの点 エ 基点第147号から201度37分 27メートルの点 オ 基点第148号から185度 60メートルの点 カ 基点第148号 基点第145号、146号、147号及び148号の位置は次のとおり 基点第145号 日向市大字日知屋宇畑浦ハゲシタに設置した標柱 基点第146号 日向市大字日知屋宇畑浦小水浦に設置した標柱 基点第147号 日向市大字日知屋宇畑浦ウノへに設置した標柱 基点第148号 日向市大字日知屋宇畑浦鼻モトに設置した標柱
区第19号 第1種区画漁業 (19-1 A号) (19-1 B号) ※旧区第20号	/	
区第19号 第1種区画漁業 (19-2 A号) (19-2 B号) ※旧区第20号	次の 点ア、イ、ウ、エ及び点ア の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯31度30分21.900秒、東経131度22分39.100秒の点 イ 北緯31度30分23.300秒、東経131度22分40.400秒の点 ウ 北緯31度30分19.300秒、東経131度22分47.100秒の点 エ 北緯31度30分18.100秒、東経131度22分45.700秒の点	次の 点ア、イ、ウ、エ、オ及び点ア の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯31度30分32.400秒、東経131度22分41.060秒の点 イ 北緯31度30分23.420秒、東経131度22分53.970秒の点 ウ 北緯31度30分16.370秒、東経131度22分52.810秒の点 エ 北緯31度30分18.100秒、東経131度22分45.700秒の点 オ 北緯31度30分25.430秒、東経131度22分32.530秒の点
区第20号 第1種区画漁業 ※旧区第21号	/	
定第2号 定置漁業	次の 基点第3号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第3号 の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点第3号 延岡市島浦町鼻熊裸石に設置した標柱 ア 基点第3号から 35度 320メートルの点 イ 基点第3号から100度1,000メートルの点 ウ 基点第3号から160度1,000メートルの点 エ 基点第3号から170度 630メートルの点 基点第3号の位置は次のとおり 基点第3号 延岡市島浦町鼻熊裸石に設置した標柱	次の 点ア、イ、ウ、エ、オ及び点ア の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第3号 イ 基点第3号から 35度 320メートルの点 ウ 基点第3号から100度1,000メートルの点 エ 基点第3号から160度1,000メートルの点 オ 基点第3号から170度 630メートルの点 基点第3号の位置は次のとおり 基点第3号 延岡市島浦町鼻熊裸石に設置した標柱

漁業の名称	
現行	素案
/	
貝類垂下式・藻類養殖業	貝類垂下式養殖業
	藻類養殖業
貝類垂下式・藻類養殖業	貝類垂下式養殖業
	藻類養殖業
/	

関係地区	
現行	素案
/	
申間市 大字西方 大字南方 大字本城 大字崎田	申間市 大字西方 大字南方 大字本城 大字崎田 大字高松 大字北方 西浜 東町
/	

海区漁場計画の変更点

公示番号 漁業種類 (管理番号)	漁場の区域		漁業の名称		関係地区	
	現行	素案	現行	素案	現行	素案
定第3号 定置漁業	次の 基点第4号、点ア、イ及び基点第4号 の各点を順次に直線 で 結んだ線によって囲まれた区域 基点第4号 延岡市島浦町観音崎に設置した標鈓 ア 基点第4号から180度700メートルの点 イ 基点第4号から230度700メートルの点 基点第4号の位置は次のとおり 基点第4号 延岡市島浦町観音崎に設置した標鈓	次の 点ア、イ、ウ及び点ア の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第4号 イ 基点第4号から180度700メートルの点 ウ 基点第4号から230度700メートルの点 基点第4号の位置は次のとおり 基点第4号 延岡市島浦町観音崎に設置した標鈓				
定第5号 定置漁業	次の 基点第6号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第6号 の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点第6号 延岡市安井町難礁に設置した標鈓 ア 基点第6号から315度 300メートルの点 イ 基点第6号から 18度30分671メートルの点 ウ 基点第6号から105度の 見通し線 と、島毛と一ノ礁とを直線で結んだ線との交点 エ 基点第6号から140度の 見通し線 と、島毛と一ノ礁とを直線で結んだ線との交点 基点第6号の位置は次のとおり 基点第6号 延岡市安井町難礁に設置した標鈓	次の 点ア、イ、ウ、エ、オ及び点ア の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第6号 イ 基点第6号から315度 300メートルの点 ウ 基点第6号から 18度30分671メートルの点 エ 基点第6号から105度の 見通し線 と、島毛と一ノ礁とを直線で結んだ線との交点 オ 基点第6号から140度の 見通し線 と、島毛と一ノ礁とを直線で結んだ線との交点 基点第6号の位置は次のとおり 基点第6号 延岡市安井町難礁に設置した標鈓				
定第6号 定置漁業	次の 基点第7号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第7号 の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点第7号 延岡市赤水町名水荒神礁北端 ア 基点第7号から317度300メートルの点 イ 基点第7号から 20度800メートルの点 ウ 基点第7号から 70度800メートルの点 エ 延岡市赤水町名水荒神礁南端 基点第7号の位置は次のとおり 基点第7号 延岡市赤水町名水荒神礁北端	次の 点ア、イ、ウ、エ、オ及び点ア の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第7号 イ 基点第7号から317度300メートルの点 ウ 基点第7号から 20度800メートルの点 エ 基点第7号から 70度800メートルの点 オ 延岡市赤水町名水荒神礁南端 基点第7号の位置は次のとおり 基点第7号 延岡市赤水町名水荒神礁北端				
定第9号 定置漁業	次の 基点第9号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第9号 の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点第9号 日南市南郷町大字中村乙字大島大瀬礁 ア 基点第9号から11度150メートルの点 イ 点ア から 60度650メートルの点 ウ 点エ から 120度650メートルの点 エ 基点第9号から170度150メートルの点 基点第9号の位置は次のとおり 基点第9号 日南市南郷町大字中村乙字大島大瀬礁	次の 点ア、イ、ウ、エ、オ及び点ア の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第9号 イ 基点第9号から 11度150メートルの点 ウ 点イ から 60度650メートルの点 エ 点オ から 120度650メートルの点 オ 基点第9号から170度150メートルの点 基点第9号の位置は次のとおり 基点第9号 日南市南郷町大字中村乙字大島大瀬礁				
定第11号 定置漁業	次の 基点第11号、点ア、イ、ウ及び基点第11号 の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点第11号 串間市大字大納字野々杵八幡ブリ岩 ア 基点第11号から30度 200メートルの点 イ 点ア から 40度1,000メートルの点 ウ 基点第11号から90度1,000メートルの点 基点第11号の位置は次のとおり 基点第11号 串間市大字大納字野々杵八幡ブリ岩	次の 点ア、イ、ウ、エ及び点ア の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第11号 イ 基点第11号から30度 200メートルの点 ウ 点イ から 40度1,000メートルの点 エ 基点第11号から90度1,000メートルの点 基点第11号の位置は次のとおり 基点第11号 串間市大字大納字野々杵八幡ブリ岩				

注：上記のほか、区画漁業権について団体漁業権又は個別漁業権の別を追加するとともに、個別漁業権について関係地区を削除した。

内水面漁場計画の変更点

公示番号 漁業種類	漁場の区域	
	現行	素案
内共第1号 第5種共同 漁業	北川本流及び支流。ただし、次の 基点内第1号とイ を結んだ線より上流の北川本流及び支流の区域とする。 基点内第1号 延岡市東海町 151番地の辨天島南西端 イ 基点内第1号から 249度58分に見る線が対岸と接した点（延長は総合地方卸売市場入口前の、大武川に架かる黎明橋北端）	北川本流及び支流。ただし、次の 点アと点イ を結んだ線より上流の北川本流及び支流の区域とする。 ア 基点内第1号 イ 基点内第1号から 249度58分に見る線が対岸と接した点（延長は総合地方卸売市場入口前の、大武川に架かる黎明橋北端） 基点内第1号の位置は次のとおり 基点内第1号 延岡市東海町 151番地の辨天島南西端
内共第2号 第5種共同 漁業	祝子川本流及び支流。ただし、次の 基点内第2号とイ を結んだ線より上流の祝子川本流及び支流の区域とする。 基点内第2号 延岡市昭和町 3丁目1730番地の3の十貫突端中央部 イ 基点内第2号から40度10分に見る線が対岸と接した点（祝子川左岸水門）	祝子川本流及び支流。ただし、次の 点アと点イ を結んだ線より上流の祝子川本流及び支流の区域とする。 ア 基点内第2号 イ 基点内第2号から40度10分に見る線が対岸と接した点（祝子川左岸水門） 基点内第2号の位置は次のとおり 基点内第2号 延岡市昭和町3丁目1730番地の3の十貫突端中央部
内共第3号 第5種共同 漁業	五ヶ瀬川本流。ただし、次の 基点内第3号とハ を結んだ線から上流の区域で、かつ、 基点内第2号とイ及びびロ をそれぞれ結んだ線から下流の区域とする。 基点内第2号 延岡市昭和町 3丁目1730番地の3の十貫突端中央部 イ 基点内第2号から40度10分に見る線が対岸と接した点（祝子川左岸水門） ロ 基点内第2号から151度16分に見る線が対岸と接した点（延長は清掃工場大煙突） 基点内第3号 延岡市大武町 730-2番地の標紙 ハ 基点内第3号から 188度39分に見る線 が対岸と接した点（五ヶ瀬川右岸）	五ヶ瀬川本流。ただし、次の 点アと点イ を結んだ線から上流の区域で、かつ、 点ウと点エ及び点オ をそれぞれ結んだ線から下流の区域とする。 ア 基点内第3号 イ 基点内第3号から 188度39分に見る線が対岸と接した点（五ヶ瀬川右岸） ウ 基点内第2号 エ 基点内第2号から40度10分に見る線が対岸と接した点（祝子川左岸水門） オ 基点内第2号から151度16分に見る線が対岸と接した点（延長は清掃工場大煙突） 基点内第2号及び基点内第3号の位置は次のとおり 基点内第2号 延岡市昭和町3丁目1730番地の3の十貫突端中央部 基点内第3号 延岡市大武町730-2番地の標紙
内共第4号 第5種共同 漁業	五ヶ瀬川本流、支流及び派流。ただし、次の 基点内第2号とロ を結んだ線から下流の区域、さぎ島特殊堤方財水門の操作室西端と大瀬川右岸特殊堤妙田樋門の操作室西端を結んだ線から下流の区域及び西階川を除く。 基点内第2号 延岡市昭和町 3丁目1730番地の3の十貫突端中央部 ロ 基点内第2号から 151度16分に見る線が対岸と接した点（延長は清掃工場大煙突）	五ヶ瀬川本流、支流及び派流。ただし、次の 点アと点イ を結んだ線から下流の区域、さぎ島特殊堤方財水門の操作室西端と大瀬川右岸特殊堤妙田樋門の操作室西端を結んだ線から下流の区域及び西階川を除く。 ア 基点内第2号 イ 基点内第2号から151度16分に見る線が対岸と接した点（延長は清掃工場大煙突） 基点内第2号の位置は次のとおり 基点内第2号 延岡市昭和町 3丁目1730番地の3の十貫突端中央部

漁業の名称	
現行	素案
/	
あゆ漁業 こい漁業 うなぎ漁業 おいかわ漁業 やまめ漁業 にじます漁業 もくずがに漁業	あゆ漁業 こい漁業 うなぎ漁業 おいかわ漁業 やまめ漁業 もくずがに漁業
/	
あゆ漁業 うなぎ漁業 おいかわ漁業 やまめ漁業 うぐい漁業 もくずがに漁業	あゆ漁業 うなぎ漁業 おいかわ漁業 やまめ漁業 もくずがに漁業

条件	
現行	素案
1 敷設できるあゆやなは、 1統以内 とする。 2 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。	1 敷設できるあゆやなは、 1統以内 とする。 2 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。
/	
/	

内水面漁場計画の変更点

公示番号 漁業種類	漁場の区域	
	現行	素案
内共第14号 第5種共同 漁業	大淀川本流及び支流。ただし、次の 基点内第7号とイ を結んだ線から下流の 区域を除く。 基点内第7号 宮崎市高洲町1番3(大淀川左岸)に設置した標紙 イ 基点内第7号から190度に見る線が対岸と接した点	大淀川本流及び支流。ただし、次の 点アと点イ を結んだ線から下流の 区域を除く。 ア 基点内第7号 イ 基点内第7号から190度に見る線が対岸と接した点 基点内第7号の位置は次のとおり 基点内第7号 宮崎市高洲町1番3(大淀川左岸)に設置した標紙
内共第15号 第5種共同 漁業	清武川本流及び支流。ただし、次の 基点内第8号とイ を結んだ線から下流の 区域を除く。 基点内第8号 宮崎市田吉無番地郡司分区管理塩害防備保安林の中に設置した標柱 イ 基点内第8号より178度に見る線が対岸と接した点	清武川本流及び支流。ただし、次の 点アと点イ を結んだ線から下流の 区域を除く。 ア 基点内第8号 イ 基点内第8号より178度に見る線が対岸と接した点 基点内第8号の位置は次のとおり 基点内第8号 宮崎市田吉無番地郡司分区管理塩害防備保安林の中に設置した標柱
内共第16号 第1種共同 漁業		
内共第16号 第5種共同 漁業	加江田川本流及び支流。ただし、次の 基点内第9号とイ を結んだ線から下流の区域及び 知福川を除く。 基点内第9号 宮崎市大字熊野1413番地に設置した標柱 イ 基点内第9号から155度27分に見る線が対岸と接した点	加江田川本流及び支流。ただし、次の 点アと点イ を結んだ線から下流の区域及び 知福川を除く。 ア 基点内第9号 イ 基点内第9号から155度27分に見る線が対岸と接した点 基点内第9号の位置は次のとおり 基点内第9号 宮崎市大字熊野1413番地に設置した標柱
内共第17号 第5種共同 漁業	川内川本流及び支流。ただし、次の 基点内第10号と基点内第11号 を結んだ線から 上流の川内川本流及び支流の区域内とする。 基点内第10号 えびの市大字亀沢宇東重松地先に設置されている国土交通省の距離標杭 基点内第11号 えびの市大字岡松宇妙見地先の岩	川内川本流及び支流。ただし、次の 点アと点イ を結んだ線から 下流の区域を除く。 ア 基点内第10号 イ 基点内第11号 基点内第10号及び基点内第11号の位置は次のとおり 基点内第10号 えびの市大字亀沢宇東重松地先に設置されている国土交通省の距離標杭 基点内第11号 えびの市大字岡松宇妙見地先の岩
内共第18号 第5種共同 漁業	広渡川本流及び支流。ただし、日南市広渡川下流の広渡大橋の橋脚上流端の線より下流の 区域を除く。	広渡川本流及び支流。ただし、日南市広渡川下流の広渡大橋の橋脚上流端の線より下流の 区域を除く。
内共第19号 第5種共同 漁業		

漁業の名称	
現行	素案
はまぐり漁業 あさり漁業 しやこ漁業	はまぐり漁業 あさり漁業
あゆ漁業 こい漁業 うなぎ漁業 おいかわ漁業 ふな漁業 やまめ漁業	あゆ漁業 こい漁業 うなぎ漁業 ふな漁業 やまめ漁業

条件	
現行	素案
1 敷設できるあゆやなは、 1.5 以内とする。 2 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。	
1 敷設できるあゆやなは、 1.5 とする。 2 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。	

内水面漁場計画の変更点

公示番号 漁業種類	漁場の区域	
	現行	素案
内区第1号 第1種区画 漁業	次の点ア、イ、ウ、エ及び 点ア の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた一ツ瀬川の区域 ア 基点内第101号から173度11分113メートルの点 イ 基点内第101号から234度48分 61メートルの点 ウ 基点内第101号から230度58分461メートルの点 エ 基点内第101号から218度43分471メートルの点 基点内第101号の位置は次のとおり 基点内第101号 児湯郡西米良村大字越野尾字下相見 九州電力株式会社深浅測定標No. 8	次の点ア、イ、ウ、エ及び 点ア の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた一ツ瀬川の区域 ア 基点内第101号から173度11分113メートルの点 イ 基点内第101号から234度48分 61メートルの点 ウ 基点内第101号から230度58分461メートルの点 エ 基点内第101号から218度43分471メートルの点 基点内第101号の位置は次のとおり 基点内第101号 児湯郡西米良村大字越野尾字下相見 九州電力株式会社深浅測定標No. 8
内区第2号 第1種区画 漁業	次の点ア、イ、ウ、エ及び 点ア の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた銀鏡川の区域 ア 基点内第102号から 24度130メートルの点 イ 基点内第102号から 90度 50メートルの点 ウ 基点内第103号から210度100メートルの点 エ 基点内第103号から302度 60メートルの点 基点内第102号及び基点内第103号の位置は次のとおり 基点内第102号 西都市大字中尾字戸崎150のイ 九州電力株式会社境界柱354 基点内第103号 西都市大字中尾字戸崎151の1 九州電力株式会社電柱969フ331	次の点ア、イ、ウ、エ及び 点ア の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた銀鏡川の区域 ア 基点内第102号から 24度130メートルの点 イ 基点内第102号から 90度 50メートルの点 ウ 基点内第103号から210度100メートルの点 エ 基点内第103号から302度 60メートルの点 基点内第102号及び基点内第103号の位置は次のとおり 基点内第102号 西都市大字中尾字戸崎150のイ 九州電力株式会社境界柱354 基点内第103号 西都市大字中尾字戸崎151の1 九州電力株式会社電柱969フ331
内区第3号 第1種区画 漁業	次の点ア、イ、ウ、エ及び 点ア の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた銀鏡川の区域 ア 基点内第104号から55度13分173メートルの点 イ 基点内第104号から75度57分148メートルの点 ウ 基点内第104号から82度32分329メートルの点 エ 基点内第104号から72度 2分341メートルの点 基点内第104号の位置は次のとおり 基点内第104号 西都市大字中尾字小崎 九州電力株式会社深浅測定標No. 3	次の点ア、イ、ウ、エ及び 点ア の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた銀鏡川の区域 ア 基点内第104号から55度13分173メートルの点 イ 基点内第104号から75度57分148メートルの点 ウ 基点内第104号から82度32分329メートルの点 エ 基点内第104号から72度 2分341メートルの点 基点内第104号の位置は次のとおり 基点内第104号 西都市大字中尾字小崎 九州電力株式会社深浅測定標No. 3
内区第4号 第1種区画 漁業	次の点ア、イ、ウ、エ及び 点ア の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた銀鏡川の区域 ア 基点内第105号から179度22分137メートルの点 イ 基点内第106号から 94度18分 93メートルの点 ウ 基点内第106号から153度56分266メートルの点 エ 基点内第105号から193度27分336メートルの点 基点内第105号及び基点内第106号の位置は次のとおり 基点内第105号 西都市大字中尾字戸崎 九州電力株式会社電柱969フ851 基点内第106号 西都市大字八重字長敷 九州電力株式会社深浅測定標No. 1	次の点ア、イ、ウ、エ及び 点ア の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた銀鏡川の区域 ア 基点内第105号から179度22分137メートルの点 イ 基点内第106号から 94度18分 93メートルの点 ウ 基点内第106号から153度56分266メートルの点 エ 基点内第105号から193度27分336メートルの点 基点内第105号及び基点内第106号の位置は次のとおり 基点内第105号 西都市大字中尾字戸崎 九州電力株式会社電柱969フ851 基点内第106号 西都市大字八重字長敷 九州電力株式会社深浅測定標No. 1

漁業の名称	
現行	素案
/	
/	
/	
/	

関係地区	
現行	素案
児湯郡 西米良村 大字越野尾	児湯郡 西米良村 西都市
西都市 大字銀鏡 大字八重 大字中尾	児湯郡 西米良村 西都市
西都市 大字銀鏡 大字八重 大字中尾	児湯郡 西米良村 西都市
西都市 大字銀鏡 大字八重 大字中尾	児湯郡 西米良村 西都市

内水面漁場計画の変更点

公示番号 漁業種類	漁場の区域	
	現行	素案
内区第5号 第1種区画 漁業	次の点ア、イ、ウ、エ及び 点ア の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた銀鏡川の区域 ア 基点内第107号から28度36分267メートルの点 イ 基点内第107号から14度 5分245メートルの点 ウ 基点内第107号から71度24分124メートルの点 エ 基点内第107号から78度41分187メートルの点 基点内第107号の位置は次のとおり 基点内第107号 西都市大字八重字長敷 九州電力株式会社深浅測定標No. 0	次の点ア、イ、ウ、エ及び 点ア の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた銀鏡川の区域 ア 基点内第107号から28度36分267メートルの点 イ 基点内第107号から14度 5分245メートルの点 ウ 基点内第107号から71度24分124メートルの点 エ 基点内第107号から78度41分187メートルの点 基点内第107号の位置は次のとおり 基点内第107号 西都市大字八重字長敷 九州電力株式会社深浅測定標No. 0
内区第6号 第1種区画 漁業	次の点ア、イ、ウ、エ及び 点ア の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた一ツ瀬川の区域 ア 基点内第101号から343度37分244メートルの点 イ 基点内第101号から344度 7分 49メートルの点 ウ 基点内第101号から 43度46分 64メートルの点 エ 基点内第101号から357度56分234メートルの点 基点内第 101号の位置は次のとおり 基点内第 101号 児湯郡西米良村大字越野尾字下相見 九州電力株式会社深浅測定標No. 8	次の点ア、イ、ウ、エ及び 点ア の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた一ツ瀬川の区域 ア 基点内第101号から343度37分244メートルの点 イ 基点内第101号から344度 7分 49メートルの点 ウ 基点内第101号から 43度46分 64メートルの点 エ 基点内第101号から357度56分234メートルの点 基点内第 101号の位置は次のとおり 基点内第 101号 児湯郡西米良村大字越野尾字下相見 九州電力株式会社深浅測定標No. 8
内区第7号 第1種区画 漁業	次の点ア、イ、ウ、エ及び 点ア の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた銀鏡川の区域 ア 基点内第101号から 87度44分202メートルの点 イ 基点内第101号から157度 7分252メートルの点 ウ 基点内第101号から139度38分301メートルの点 エ 基点内第101号から 92度 3分259メートルの点 基点内第101号の位置は次のとおり 基点内第101号 児湯郡西米良村大字越野尾字下相見 九州電力株式会社深浅測定標No. 8	次の点ア、イ、ウ、エ及び 点ア の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた銀鏡川の区域 ア 基点内第101号から 87度44分202メートルの点 イ 基点内第101号から157度 7分252メートルの点 ウ 基点内第101号から139度38分301メートルの点 エ 基点内第101号から 92度 3分259メートルの点 基点内第101号の位置は次のとおり 基点内第101号 児湯郡西米良村大字越野尾字下相見 九州電力株式会社深浅測定標No. 8
内区第8号 第1種区画 漁業	次の点ア、イ、ウ、エ及び 点ア の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた一ツ瀬川の区域 ア 基点内第P 6号から 33度25分171メートルの点 イ 基点内第P 6号から 49度 7分126メートルの点 ウ 基点内第P 5号から183度17分124メートルの点 エ 基点内第P 5号から187度35分 64メートルの点 基点内第P 5号及び基点内第P 6号の位置は次のとおり 基点内第P 5号 児湯郡西米良村大字越野尾字下相見75-12の標紙 基点内第P 6号 児湯郡西米良村大字越野尾字下相見74-12の標杭	次の点ア、イ、ウ、エ及び 点ア の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた一ツ瀬川の区域 ア 基点内第P 6号から 33度25分171メートルの点 イ 基点内第P 6号から 49度 7分126メートルの点 ウ 基点内第P 5号から183度17分124メートルの点 エ 基点内第P 5号から187度35分 64メートルの点 基点内第P 5号及び基点内第P 6号の位置は次のとおり 基点内第P 5号 児湯郡西米良村大字越野尾字下相見75-12の標紙 基点内第P 6号 児湯郡西米良村大字越野尾字下相見74-12の標杭

漁業の名称	
現行	素案

関係地区	
現行	素案
西都市 大字銀鏡 大字八重 大字中尾	児湯郡 西米良村 西都市
児湯郡 西米良村 大字越野尾	児湯郡 西米良村 西都市
西都市 大字銀鏡 大字八重 大字中尾	児湯郡 西米良村 西都市
児湯郡 西米良村 大字越野尾	児湯郡 西米良村 西都市